

都市計画マスタープラン（案） 新旧対照表

頁・行	修正前	修正後	備考
6・見出し	(1) 茨城県総合計画「 <u>いばらき未来共創プラン</u> 」 (平成28年3月策定) <u>基本構想</u> ・計画期間： <u>平成28年(2016年)3月～平成62年(2050年)頃</u>	(1) 茨城県総合計画～ <u>「新しい茨城」への挑戦～</u> (平成30年11月策定) ・計画期間： <u>平成30(2018)～令和3(2021)年度</u>	茨城県計画推進課より 2050年を展望した基本構想を掲載したが、直近4年間の計画を反映するよう修正
49・23	<u>都市計画法の規定による市街化調整区域における開発行為の許可等の基準について、区域指定の適切な運用により、自己用の住宅・業務に用する建築物に限定し、無秩序な宅地化を抑制します。</u>	<u>市街化調整区域における開発行為の許可等の基準について、自然環境の保全や市街地における人口密度等を踏まえながら、区域指定制度を引き続き活用し適切な運用を図ります。</u>	茨城県建築指導課より 区域指定制度そのものは宅地化を抑制するものではないため、表現を修正
50・13	～複合拠点施設の整備を <u>検討</u> します。	～複合拠点施設の整備を <u>推進</u> します。	75・4も修正
52・19	—	○市街地から常磐道への <u>アクセスの向上に努めます。</u>	都市計画審議会より
65・21	<u>自然度の高い地域での開発事業や～</u>	<u>自然豊かな地域での開発事業や～</u>	茨城県都市計画課より
85・図	千代田PAへのスマートICの設置 <u>推進</u>	千代田PAへのスマートICの設置 <u>促進</u>	政策経営課より
89・5	市街化調整区域や都市計画区域外においては、住宅需要の進展にあわせて無秩序な開発を抑制し、適正な土地利用の展開を目指します。	市街化調整区域や都市計画区域外においては、住宅需要 <u>等</u> の進展にあわせて無秩序な開発を抑制し、適正な土地利用の展開を目指します。	茨城県建築指導課より 掲載を「住環境の形成」から「地域拠点の形成」に変更

頁・行	修正前	修正後	備考
89・7	都市計画区域外における都市計画区域への編入については、地域の実情や地域住民の意向などを勘案しながら検討します。	都市計画区域外における都市計画区域への編入については、地域の実情や地域住民の意向などを勘案しながら検討します。	茨城県建築指導課より 掲載を「住環境の形成」から「地域拠点の形成」に変更
94・7	また、市街化調整区域においては、 <u>開発許可等の区域指定制度の適切な運用により、無秩序な宅地化を抑制することで、本市の特性である自然環境の保全や市街地における人口密度の維持を図ります。</u>	また、市街化調整区域においては、 <u>自然環境の保全や市街地における人口密度等を踏まえながら、開発許可等の区域指定制度を引き続き活用し適切な運用を図ります。</u>	茨城県建築指導課より 区域指定制度そのものは宅地化を抑制するものではないため、表現を修正
97	—	SDGs との関連を記載	都市計画審議会